

# 「健楽園地域包括支援センター」

## 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務

### 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(鶴岡市指定 第 0600700041 号)

当事業所は、ご契約者に対して介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供します。事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上の注意いただきたいことを次のとおり説明します。

#### 目 次

1 事業者	1
2 事業所の概要	2
3 事業実施地域及び営業時間	2
4 従業員の体制	3
5 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6 虐待の防止について	4
7 衛生管理等について	4
8 業務継続計画の策定等について	4
9 身体的拘束について	4
10 苦情の受付について	5

#### 1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人一幸会
- (2) 法人所在地 鶴岡市美原町4番40号
- (3) 電話番号 0235-25-2881 (代表)
- (4) 代表者氏名 理事長 北楯 祥子
- (5) 設立年月日 平成元年6月13日
- (6) 事業者が行っている業務
  - ① 介護老人福祉施設池幸園 指定介護福祉施設サービス

- ② 池幸園ショートステイみはら（空床型）  
指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護
- ③ サテライト池幸園 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ④ 池幸園ショートステイ 指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護
- ⑤ デイサービスセンター健楽園 指定通所介護・鶴岡市通所型サービス（従前相当）
- ⑥ 健楽園ホームヘルパーセンター  
指定訪問介護・鶴岡市訪問型サービス（従前相当、サービスA）・指定障がい福祉サービス（居宅介護重度訪問介護）
- ⑦ 健楽園居宅介護支援センターみはら 指定居宅介護支援
- ⑧ 健楽園地域包括支援センター 鶴岡市委託事業、指定介護予防支援
- ⑨ 小規模多機能型居宅介護事業所健楽園「つどい」  
指定小規模多機能型居宅介護・指定介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑩ さん・陽光 サービス付き高齢者向け住宅

## 2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント
- (2) 事業の目的 支援が必要な高齢者に対して、適正な介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供することを事業の目的としています。
- (3) 事業所の名称 健楽園地域包括支援センター
- (4) 事業所の所在地 鶴岡市陽光町9番20号
- (5) 電話番号 0235-25-0888  
0235-29-2683（FAX）
- (6) 事業所長名 所長 澁谷 玲子
- (7) 当事業所の運営方針 利用者の置かれている環境等に応じて、利用者の意欲・能力を引き出し、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉にわたるサービス等が、多様な事業者から総合的かつ効率的にサービスの提供が行われるよう配慮し、自立生活を支援します。
- (8) 開設年月日 平成24年4月1日

## 3 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の実業の実施地域 鶴岡市第1学区及び第4学区
- (2) 営業日及び営業時間
  - ① 営業日 月曜日から土曜日まで  
(ただし、祝祭日及び1月1日～1月3日までは除きます。)
  - ② 営業時間 午前8時30分から午後6時まで  
(ただし、土曜日は、午前8時30分から午後5時30分。  
緊急時は電話にて対応いたします。)

#### 4 従業員体制

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防支援サービスを提供する従業員として、以下の職種の従業員を配置します。

職 種	常 勤	内 容
管理者（事業所長） 主任介護支援専門員	1名	統括・介護予防給付によるサービスまたは介護予防・日常生活支援総合事業によるサービス計画の作成
主任介護支援専門員	1名	介護予防給付によるサービスまたは介護予防・日常生活支援総合事業によるサービス計画の作成
社 会 福 祉 士	1名	
保 健 師	1名	

#### 5 当事業所が提供するサービスと利用料金

##### (1) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの概要

###### ① 相談受付

被保険者より相談の目的や希望するサービスを聴き取り、サービス事業、要介護認定等の申請、一般介護予防事業について説明を行い、自立に向けた適切な手続等の支援を行います。

利用者・家族は、複数の事業者等の紹介を求めることができます。

###### ② 介護予防サービス計画の立案

同意を得て、利用者・家族の方と一緒に介護予防サービス計画を作成します。

サービス担当者会議にて利用者及びその家族からの参加のもと、作成した介護予防サービス計画の原案に盛り込んだサービス等について、サービスの種類、内容、利用料金等について説明し、利用者の同意を得た上で決定するものとします。

###### ③ 情報提供

介護予防サービス提供事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業サービスの提供事業者、インフォーマルサービス等の情報をお知らせします。

###### ④ 連絡調整

ご利用になるサービス機関との連絡調整を行います。

##### (2) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの利用料金

介護保険給付または介護予防・日常生活支援総合事業より利用料金は全額事業者に給付されるため、原則として利用者負担はありませんが、介護保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、下記利用料を一旦全額お支払いいただく場合があります。

種 類	月 額 料 金
介護予防支援	4, 4 2 0 円
原則的な介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントA）	4, 4 2 0 円
簡略化した介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントB）	2, 1 5 0 円
初回のみ介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントC）	4, 4 2 0 円
初回加算	3, 0 0 0 円
委託連携加算	3, 0 0 0 円

## 6 虐待の防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、必要な措置を講ずるものとします。

## 7 衛生管理等について

当事業所は、予防支援の提供に当たり、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講じるものとします。

## 8 業務継続計画の策定等について

- (1) 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 当事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- (3) 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

## 9 身体的拘束等について

- (1) 当事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとします。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

## 10 苦情の受付について（契約書第 15条参照）

### (1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は、以下の専用窓口で受付けます。

#### ○ 苦情受付窓口(担当者)

職氏名 主任介護支援専門員兼主任 野村 律  
受付時間 毎週月曜日から土曜日まで  
午前8時30分から午後5時30分まで  
連絡先 電話番号 0235-25-0888  
F A X 0235-29-2683

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

鶴岡市役所 健康福祉部 長寿介護課	所在地 鶴岡市馬場町9番25号 電話番号 0235-25-2111(代表) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで 月曜日から金曜日まで
山形県国民健康保険団体 連合会	所在地 寒河江市大字寒河江字久保6番地 電話番号 0237-87-8006 受付時間 午前9時00分から午後4時00分まで 月曜日から金曜日まで
山形県福祉サービス運営 適正委員会 (社会福祉法人 山形県社会福祉協議会)	所在地 山形市小白川町2丁目3番31号 電話番号 023-626-1755 受付時間 午前9時00分から午後4時00分まで 月曜日から金曜日まで